

私道の所有権を有する者に所在等が不明な者等がいる場合における
必要な要件について

令和8年2月

厚木市私道整備助成金交付要綱第3条第6号ただし書に規定する市長が別に定める要件は、次のとおりとする。

私道の所有権を有する者に所在等が不明な者等がいる場合に必要となる要件

整備等の内容	共同所有型私道	相互持合型私道
保存	1 かつ 2	1 かつ 2
管理 軽微変更	1 かつ 2 かつ 3 (1) 又は 1 かつ 3 (2)	1 かつ 3 (3) ただし、所在等不明者が所有する土地 以外は 1 のみ

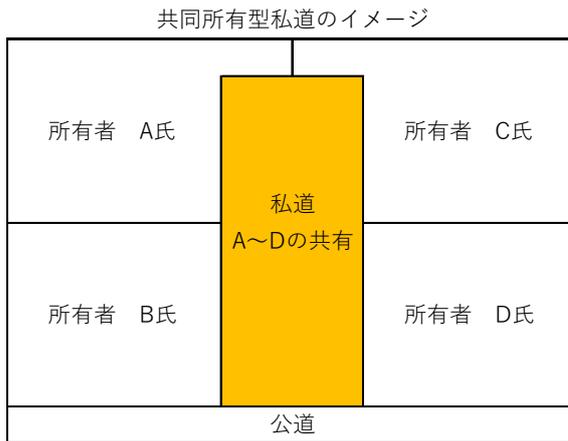
- 1 所在が確認できる全ての私道所有者の承諾があること
- 2 次のいずれかにより、私道所有者の所在が確認できないこと。
 - (1) 私道所有者の登記上の住所及び住民票上の住所（私道所有者が法人の場合は、法人及びその代表者〔法人が解散している場合は、清算人〕の登記上の所在地又は住所並びに住民票上の住所）に連絡文書を郵送しても宛先不明で返送された場合、又は複数回郵送しても何ら応答がない。
 - (2) 登記上の私道所有者の死亡が確認され、法定相続人の住所に連絡文書を郵送しても宛先不明で返送された場合、又は複数回郵送しても何ら応答がない。
- 3 整備等の内容に応じて次のいずれかによること。
 - (1) 各共有者の持分の価格に従い、その過半数の同意を得る。
 - (2) 所在等不明共有者以外の共有者の持分の価格に従い、その過半数で共有物の管理に関する事項を決することができる旨の地方裁判所の決定を得る。
 - (3) 所有者不明土地管理制度、不在者財産管理制度又は相続財産清算制度を活用して同意を得る。

○用語の解説

1 共同所有型私道と相互持合型私道について

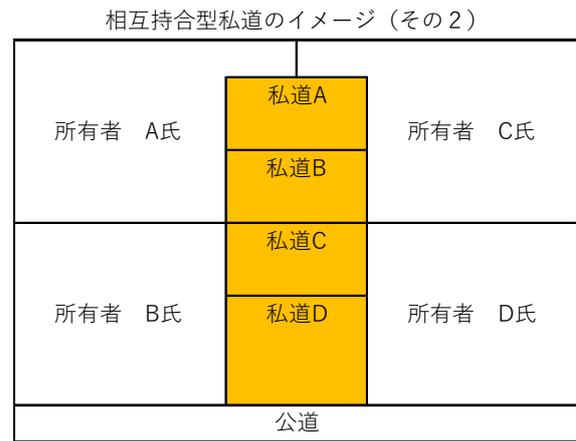
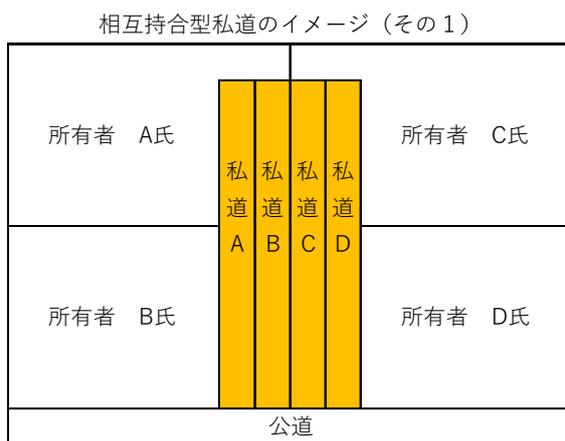
(1) 共同所有型私道

下図のように、私道沿道の宅地の所有者（A～D）が、通路として利用するために私道敷を共有するもの（沿道の宅地所有者以外の者が私道敷の共有者となっている場合もある。）



(2) 相互持合型私道

下図のように、私道沿線の宅地を所有する複数の者が、各々の所有する土地を通路として提供し、私道がこうした数筆の土地により形成されているもの（私道敷を縦または横に切り分ける場合がある。）



2 整備等の内容について

(1) 保存

共有物の現状を維持すること。具体的には、L型側溝の補修や損傷したアスファルト舗装の部分補修等が該当する。

(2) 管理

私道の状態をより良好な状態とするような改良工事や舗装の補修のこと。具体的には、L型側溝の新設や損傷したアスファルト舗装の全面補修等が該当する。

(3) 軽微変更

変更を加える行為であっても、その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの。具体的には、砂利道をアスファルト舗装にすること等が該当する。